

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

|  |                      |   |
|--|----------------------|---|
| ○特定非営利活動法人の設立の認証申請                               | （共同参画社会推進課）          | 一 |
| ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の指定                     | （障害福祉課）              | 一 |
| ○平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正 | （農林水産経営支援課）<br>（畜産課） | 一 |
| ○家畜伝染病の発生  | （水産業振興課）             | 二 |
| ○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧                     | （水産業基盤整備課）           | 二 |
| ○海岸保全区域の指定                                       | （同）                  | 三 |
| ○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定                           | （同）                  | 三 |
| ○都市計画決定の図書の写しの縦覧（二件）                             | （都市計画課）              | 三 |
| ○都市計画変更の図書の写しの縦覧（二件）                             | （同）                  | 三 |
| ○都市計画事業の事業計画変更の認可                                | （同）                  | 四 |
| ○土地区画整理組合の理事についての届出                              | （同）                  | 四 |
| 公 告  |                      |   |
| ○財政状況の公表   | （財政課）                | 四 |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件）                 | （警察本部会計課）            | 四 |
| 監査委員   |                      |   |
| ○定期監査結果に対する措置の公表（二件）                             |                      | 八 |
| ○包括外部監査の結果に基づく措置の公表（三件）                          |                      | 一 |

## 告 示

○宮城県告示第九百十八号  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 復興わたり・あらはま

一 代表者の氏名 江戸 寿

二 主たる事務所の所在地 亶理郡亶理町荒浜字我妻四十九番地

三 定款に記載された目的

この法人は、東日本大震災により被害を受けた地域の復興と、復興後の地域振興のために、地域住民、商工業等事業者、各種地域団体及びグループが連携することによって、歴史、景観、生活文化などの地域資源を生かした活力溢れるまちづくり、地震津波などの災害に対して安全なまちづくり、地域産業経済の振興、交流と学びの場の形成などに取り組み、心豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年十二月六日

○宮城県告示第九百十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百三十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号      | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名         | 指定年月日      |
|------------|-------------|---------------|--------------|------------|
| 〇四一五二〇二二五二 | パンビの杜アネック   | 就労継続支援B型      | 株式会社Eco Life | 平成二十四年一月一日 |

○宮城県告示第九百二十号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十三年十二月二十七日から施行する。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百二十五条の二に掲げる漁業（ほたて貝養殖業）の表中

|            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 宮城県第104加入区 | 宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち明神の区域 |
| 社歴第1加入区    | 社歴漁業協同組合の地区のうち新山浜の区域          |

を

|            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 宮城県第104加入区 | 宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち明神の区域 |
| 宮城県第105加入区 | 宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち飯子浜の区域   |
| 牡鹿第1加入区    | 牡鹿漁業協同組合の地区のうち新山浜の区域          |

改める。

○宮城県告示第九百二十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ一木病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

登米市

五 発生前年月日

平成二十三年十二月十五日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第九百二十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年一月十日まで縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 届 出 事 項  | 縦 覧 場 所  |
|--|--|
| 発起人の住所及び氏名<br>石巻市雄勝町名振字東七十三<br>大和 久男<br>石巻市雄勝町船越字荒二十八の四<br>高橋龍太郎 | 加入区<br>雄勝町東部加入区<br>宮城県漁業協同組合<br>宮城県石巻市雄勝町船越字清水三百十一<br>宮城県漁業協同組合雄勝町東部支所 |

○宮城県告示第九百二十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 海岸の名称  | 指定区域                                       |
|--------|--|
| 仙台湾沿岸  | 次線に掲げる点とツ点を結んだ線及びイ点とツ点を結んだ線により囲まれた区域       |
| 渡波漁港   | 石巻市字祝田金標（北緯三十八度四分四一・二九四八一秒東経一四度二二分〇六・四八二秒） |
| 祝田地区海岸 | 祝田地区                                       |
| 山口     | 口から三度二分三秒                                  |
| 二口     | 二口から三度二分三秒                                 |
| 八口     | 八口から三度二分三秒                                 |
| 二口     | 二口から三度二分三秒                                 |
| 水口     | 水口から三度二分三秒                                 |
| ヘ口     | ヘ口から三度二分三秒                                 |
| チ口     | チ口から三度二分三秒                                 |
| リ口     | リ口から三度二分三秒                                 |
| ヌ口     | ヌ口から三度二分三秒                                 |
| ワ口     | ワ口から三度二分三秒                                 |
| カ口     | カ口から三度二分三秒                                 |
| ヨ口     | ヨ口から三度二分三秒                                 |
| タ口     | タ口から三度二分三秒                                 |
| ソ口     | ソ口から三度二分三秒                                 |

○宮城県告示第九百二十四号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第五条第四項の規定により、平成二十三年宮城県告示第九百二十三号で指定した渡波漁港祝田地区海岸の海岸保全区域のうち、渡波漁港管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 沿岸名 | 海岸の名称 |        | 指定区域  |
|-----|-------|--------|---|
|     | 沿岸名   | 海岸名    |   |
| 仙台湾 | 渡波漁   | 祝田地区海岸 | <p>次に掲げる点からツ点までを順次結んだ線及び点とツ点を結んだ線により囲まれた区域<br/>           石巻市祝田金属標（北緯三八度四分四一・二九四八一秒東経一四一度二六分〇六・〇四八二秒）</p> <p>基点A 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点B 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点C 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点D 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点E 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点F 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点G 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点H 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点I 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点J 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点K 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点L 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点M 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点N 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点O 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点P 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点Q 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点R 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点S 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点T 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点U 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点V 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点W 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点X 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点Y 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> <p>基点Z 点から二五七度一七分二四秒二九・六六メートルの地点</p> |

○宮城県告示第九百二十五号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画景観地区

2 名称 定禅寺通景観地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十六号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画景観地区

2 名称 宮城野通景観地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十七号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 定禅寺通地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 宮城野通地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十九号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年十二月二十七日

一 施行者の名称  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・四十九号狐小路尼寺線

三 事業施行期間

昭和五十七年十二月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第九百三十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三軒茶屋西土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市押分字奥山六十五番地の四

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

武 田 貞 男 岩沼市早股字松原二百六十四番地の五

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 追記端末装置等賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県運転免許センター

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てを

なされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づ

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、そ

の者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、そ

の者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。第二十条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）、の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）、又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年一月十日（火）、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三）

2 入札説明書等の交付期限  
平成二十四年一月十日（火）、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年一月十六日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に必要書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限  
(一) 日時 平成二十四年一月二十三日（月）、午後五時まで  
(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十四年一月二十四日（火）、午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の貸付借料総額を記載すること。

また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額当該金額に円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Items/Services Required : Lease of Recordable terminal devices-1 set
- 2 Duration of Contract : From April 1, 2012 to March 31, 2017
- 3 Location : Drivers License Center, Miyagi Prefecture
- 4 Bid Deadline : 5 : 00 p.m., January 23, 2012
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 ファイリング県間通信装置等貸借 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県運転免許センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）（第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年一月十日（火）、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二一・七二七一、内線二二三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十四年一月十日（火）、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年一月十六日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十四年一月二十三日（月）、午後五時まで

(二) 場所 1 に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5 の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年一月二十四日（火）、午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室  
入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者  
2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Items/Services Required : Lease of Filing interprefectural communicating devices-1 set

2 Duration of Contract : From April 1, 2012 to March 31, 2017

3 Location : Driver's License Center, Miyagi Prefecture

4 Bid Deadline : 5 : 00 p.m., January 23, 2012

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410 Japan Tel.: 022-221-

### 留 査 報 告

○宮城県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成23年12月27日

|         |   |   |      |   |
|---------|---|---|------|---|
| 宮城県監査委員 | 安 | 藤 | 俊    | 威 |
| 宮城県監査委員 | 菅 | 間 |      | 進 |
| 宮城県監査委員 | 遊 | 佐 | 勘左衛門 |   |
| 宮城県監査委員 | 工 | 藤 | 鏡    | 子 |

記

1 監査委員の報告日

平成23年3月31日

2 通知のあった日

平成23年7月20日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 社会福祉施設内において、盗難事件等が認められたので、今後再発しないよう対策を講じる必要がある。

(ロ) 生活福祉資金貸付金償還金に多額の収入未済が認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 県へ報告がなされた段階で、直ちに原因究明及び再発防止策を検討するように指導した。その後、団体が再発防止策を構築し、取り組んでいることを確認した。

(ロ) 債権管理計画の策定等により計画的な債権管理及び償還の促進に努めるよう指導した。団体は、債権管理計画を平成23年3月末までに策定する予定であったが、東日本大震災の発生により、緊急小口資金特別貸付等の対応に迫られたため、策定することができなかった。

緊急小口資金特別貸付の貸付件数及び金額は多大なものとなり、更に、新設された生活復興支援資金の貸付けも開始される。今後、徹底した債権管理に取り組みが必要があり、県とし

ては、債権管理方法に関する助言及び指導等の支援を行っていく。

(2) 団体名 社団法人宮城県漁業無線公社

イ 監査委員の報告の内容

正味財産が出資金総額を下回っていることから、財務内容の健全化に努める必要がある。また、同種団体との統合も含め法人のあり方について検討されたい。

ロ 措置の内容

財務内容の健全化については、毎年公益法人検査で同様の指摘を行い指導してきているところである。その結果、団体は人件費を含む経費削減に努め、平成21年度決算において、前年比で約1,100万円の正味財産の増加をみたところである。

団体の将来のあり方については、青森県・福島県との間で「3県漁業無線局あり方検討会」を実施し、将来の統廃合も含めて協議を行っており、早急に方向付けすることにしている。

(3) 団体名 財団法人みやぎ産業振興機構

イ 監査委員の報告の内容

機械設備貸与事業等において、延滞未収金が認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

債権者ごとの償還能力や回収見込みを踏まえた対応策を立て、着実に実行することにより、未収金額の圧縮を図るよう指導しているところ、団体においては、顧問弁護士との債権管理検討会議を開催し、訴訟等の法的な回収手段等を講じた結果、76,813千円を回収することができた。

(4) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

繰越欠損金が増加していることから、県と連携し、県策定の「改革支援プラン・行動計画」の着実な実行を図り、経営改善を進める必要がある。

ロ 措置の内容

(東日本大震災による被災状況及び鉄道事業経営に与えた影響について)

東日本大震災により、仙台空港アクセス鉄道は全線でレールの歪みなどがあったほか、仙台空港駅1階の通信・指令設備などが全壊するなど甚大な被害を受けた（鉄道利用者等の人的被害はなし。）。被害総額は概算で約40億円が見込まれている。

現在、空港ターミナルビルの全面復旧に合わせ、9月末からの運行再開を目標に係関係機関とともに復旧作業に懸命に取り組んでいる。また、並行して、比較的被害の小さかった美田園駅からJR名取駅間での暫定運行についても、7月末を目標に復旧作業とともに関係機関



と協議・調整を進めている。

被災前においても、団体の資金ショートは平成26年度中に想定されていたが、災害復旧費に係る団体負担の額が現行の補助スチームどおりの1/2負担(約20億円)のままの場合、今年度内の資金ショートが懸念されることから、現在の負担軽減を国に対し要望を行っているところである。

(改革支援プラン・行動計画の着実な実行について)

当面の資金繰り対策として、県転貸債利息償還の計画期間内(5年間分)の繰延べについても既に実行しているところである。

被災前までの経営状況に加え、この度の被災により団体の経営状況はこれまでも増して非常に逼迫した状況にある。

そのため、収支の改善に向け、人件費等の経費削減についても、これまでの削減幅を拡大し継続実施するほか、固定費(国有財産使用料、固定資産税)の負担軽減の実行に向けあらゆる場面で関係機関に協力を要請するとともに、運行再開後には利用促進策・増収対策を団体とともに積極的に取り組んでいくこととする。

さらには、復旧工事と並行して、被災による課題を整理しながら経営の安定化対策でもあたる「上下分離」の早期実施に向け、関係機関と連携しながら取り組んでいく。

(5) 団体名 株式会社仙台空港貿易促進センター

イ 監査委員の報告の内容

繰越欠損金が増加していることから、「経営改善5カ年計画」の着実な実行を図り、経営改善を進める必要がある。

ロ 措置の内容

団体の経営改善については、県と団体の検討を行い、平成22年8月に改革プランを策定した。また、団体の赤字要因である仙台港国際ビジネスサポートセンター(愛称:アケセル)事業について、経営改善検討プロジェクトチームを組成し、経営改善について検討を行い、黒字化へ一定の目的を立てることができた。

団体でも費用削減など経営改善に尽力し、平成23年2月末時点においては単年度黒字化が達成できる見込みとなったが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により団体は甚大な被害を受け、多額の災害損失が発生し、復旧事業の資金調達も困難な状況となっている。

今後の運営方針については、赤字事業の廃止も含め、県と団体の検討を進めているところである。

(6) 団体名 仙台エアーコターミナル株式会社

イ 監査委員の報告の内容

繰越欠損金が増加していることから、更なる経営改善に努める必要がある。

ロ 措置の内容

国際航空貨物の集積促進を図るため、次の措置を講じた。

(イ) 航空会社の貨物担当部署や貨物取扱会社を訪問の上、仙台空港への集荷について意見交換を行った。

(ロ) 荷主企業等への訪問を行い、仙台空港のPRを行った。

(ハ) 航空会社に対する増便や路線開設の要請を行った。

団体は東日本大震災による甚大な被害を受け、これまでの団体をめぐる経営環境は大きく変化した。

震災により国際貨物棟が全焼したためにこれまで収支上負担となっていた減価償却費が減少したことから、これまで団体が取り組んでいた経費削減などの経営改善の成果と合わせ、現存施設の賃貸収入と一定の貨物取扱収入が確保されれば、平成24年度以降継続的に単年度収支が黒字化できる可能性はあるものの、今後の経営を大きく左右する仙台空港の国際線定期便の回復や国際航空貨物需要は、今後の景気動向や原発事故の影響を大きく受けるものと考えられるが、その見通しは全く不透明である。

このため、今後、経営環境が改善する見込みがなく、団体存続が困難と判断せざるを得ない場合の団体の対応方針を予め決めておくことにより、仙台空港の貨物機能の安定維持に備える必要があるものと考えている。

(7) 団体名 社会福祉法人新社会

イ 監査委員の報告の内容

軽費老人ホーム事務費補助金において交付条件違反等が認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 平成22年10月29日付けで団体に対し、軽費老人ホーム事務費補助金(平成17~21年度交付分)の一部取消及び返還命令を行い同年11月1日に団体から6,946,060円が返還されたことを確認した。

(ロ) 平成22年11月15日付けで団体に対し、上記補助金返還金にかかる加算金を納付するよう通知し、同年11月24日に団体から2,178,137円が納付されたことを確認した。

(ハ) 平成22年10月29日付けで団体に対し、平成22年度軽費老人ホーム事務費補助金における民間施設給与等改善費の加算(3,891,888円)を停止する旨通知した。

(三) 平成22年11月16日付けで団体を含む県内の軽費老人ホーム運営法人に対し、軽費老人ホームに関する関係法令の遵守について通知した。

(四) 平成22年11月30日に、団体が運営する軽費老人ホームへの確認監査を実施した。団体では今回の補助金交付条件違反等を受け、理事長の解任及び施設長の降格を行ったほか、再発防止に向けたアクションプランを作成中等である等、改善が確認された。

(五) アクションプランは平成23年2月3日に団体の理事会で承認され、2月4日付けで県に提出された。

○宮城県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

|             |         |          |
|-------------|---------|----------|
| 平成23年12月27日 | 宮城県監査委員 | 安 藤 俊 威  |
|             | 宮城県監査委員 | 菅 間 進    |
|             | 宮城県監査委員 | 遊 佐 勘左衛門 |
|             | 宮城県監査委員 | 工 藤 鏡 子  |

記

- 1 監査委員の報告日  
平成23年9月7日
- 2 通知のあった日  
平成23年11月10日
- 3 監査委員の報告内容及び措置の内容
  - (1) 病院局県立病院課
    - イ 監査委員の報告の内容  
各病院の入院収益等において、過年度未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止対策を講じられたい。
    - ロ 措置の内容  
未収金の縮減対策については、「未収金取扱要領」に基づき、未収金の発生防止と早期回収及び債権管理に取り組んでいる。  
未収金の収納促進については、未納者全員に対して、電話、催告書の送付、自宅訪問等の対応を必要に応じて引き続き実施し、強化月間の実施なども含め、効果的な徴収に努めていく。

また、適正な債権管理を行うため、支払能力がおりながら支払いに応じない未納者に対しては、弁護士と十分相談した上で、3病院と連携し、法的措置の実施に向けた準備を進めるとともに、必要に対応を行った上でも、なお回収が見込めない債権の処理については、貸倒引当金制度を活用した不良債権の処理を行うこととしている。

発生防止対策については、院内職員が互いに連携を密に協力し合う必要があることを周知徹底するなどして院内の連携・協力体制の強化を図る。

また、支払い方法や公費負担制度の活用等、患者の立場に立った細入相談を実施することとしている。

(2) 循環器・呼吸器病センター

イ 監査委員の報告の内容

- (イ) 入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、医事部門のみならず、院内職員が互いに連携し、組織として収納促進と未収金の発生防止対策を講じ、未収金の縮減に取り組まれない。
- (ロ) 社会保険診療報酬支払基金等に関する団体未収金（診療報酬の保険者負担分）の債権残高に過誤が生じる等不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。

ロ 措置の内容

- (イ) 未収金の縮減対策については、「未収金取扱要領」に基づき、未収金の発生防止と早期回収及び債権管理に取り組んでいる。  
未収金の収納促進については、日常的な収納相談のほか、文書・電話による督促・催告と併せて、医事事務嘱託員を中心に未納者の自宅訪問（休日を含む・強化月間の設定）を積極的に実施し、その上で、生活状況を把握し、場合によっては分納による継続納付の指導や、家族及び保証人にも接触するなど、効果的な徴収に努めていく。  
未収金の発生防止については、医師・看護師・地域医療連携室職員等に未収金の状況や公的制度（高額医療費、貸付制度など）に関する研修等を行うことにより、患者からの納付相談に対応するための体制の強化を図るとともに、医療相談窓口の設置についての患者への周知や、支払いに悩んでいる患者情報の提供があった場合、該当患者との早期接触を図るなど、院内職員全体が相互連携しながら、未収金の発生抑制に取り組んでいくこととしている。  
また、法的措置の実施や適切な不良債権の処理を検討していく。
- (ロ) 本年7月に策定した「保険請求に係る経理処理等に関する事務処理マニュアル」に基づき、適時の確認と経理処理を行うなど、適切に事務処理を行うことにより、再発防止に努めていく。

く。

(3) 精神医療センター

イ 監査委員の報告の内容

(1) 入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

(2) 社会保険診療報酬支払基金等に関する団体未収金（診療報酬の保険者負担分）の債権残高に過誤が生じる等不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

ロ 措置の内容

(1) 未収金の縮減対策については、「未収金取扱要領」に基づき、未収金の発生防止と早期回収及び債権管理に取り組んでいる。

未収金の収納促進については、未収金回収のための職員を雇用し、未納者が在宅していると思われる土日を含め、自宅訪問を行うなど収納に努めるほか、未納者の連帯保証人に対し、早期の協力依頼、請求を行っていく。また、生活維持のため一括の支払いが困難なため分納を認めた者については、確実な履行を促していくこととしている。

未収金の発生防止については、入院患者に対しては、入院時説明において、医療費の支払方法や高額療養費等の公費負担制度などに関する理解の醸成に努め、その活用により発生防止に努めるほか、各部署が連携し、相談体制の充実を図り、退院時精算や計画的な医療費の支払いを促していく。外来患者に対しては、当日支払えない者には後納願いを提出させ、次回来院時の支払いを求めていくとともに、後日精算となる救急患者については、付添人住所等の確認により、より確実な収納を図ることとしている。

また、長期に亘り未納が続いている債権については、本部事務局の指導を受けながら、法的措置の実施や適切な不良債権処理を検討していく。

(2) 本年7月に策定した「保険請求に係る経理処理等に関する事務処理マニュアル」に基づき、適時の確認と経理処理を行うなど適切な事務処理に努めるとともに、各種研修会へ職員を参加させる等、職員を育成することにより、院内のチェック機能を充実、強化し、再発防止に努めていく。

(4) がんセンター

イ 監査委員の報告の内容

(1) 入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

(2) 社会保険診療報酬支払基金等に関する団体未収金（診療報酬の保険者負担分）の債権残高に過誤が生じる等不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

ロ 措置の内容

(1) 未収金の縮減対策については、「未収金取扱要領」に基づき、「発生防止」、「早期納入」、「適切な管理」、「催告・訪問徴収の強化」に重点を置き取り組んでおり、その中で特に適時的確な督促、催告に努めていく。

また、昨年度の強化月間で実施した、事務局長以下、事務局職員一体となって行った訪問徴収及びその後のフォローアップについて一定の成果が見られたことから、今年度も強化月間を設定するなど重点的に取り組んでいくこととした。

さらに、支払い能力がありながら支払いに応じない未納者に対しては、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、法的措置対象者の検討を行うとともに、回収見込みがない未収金については、適切な不良債権処理についても検討していく。

(2) 本年7月に策定した「保険請求に係る経理処理等に関する事務処理マニュアル」に基づき、適時の確認と経理処理を行うなど、適切に事務処理を行うことにより、再発防止に努めていく。

○宮城県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成22年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年12月27日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威

宮城県監査委員 菅 間 進

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

第1 監査結果の報告

平成22年度の包括外部監査の結果（異有財産の有効利用について）については、平成23年3月29日に包括外部監査人から報告があり、同年4月22日付で公表した。

第2 通知の日

平成23年11月21日

第3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

1. アンケートの実施

| 番号 | 項目                     | 監査の結果及び意見<br>(Pは平成22年度包括外部監査<br>結果報告書のページ)   | 措置の内容   |
|----|------------------------|--|---|
| 1  | ② 主な質問項目の結果の説明<br>【意見】 | 用途の廃止を検討する場合、利用が全くなくなってしまうから廃止を検討するのではなく、当初の取得目的に見合った利用度が減少してきた場合には、早目に有効利用について検討を開始すべきである。(P28)                             | 公共施設の場合は、供用開始当初から、主に維持管理等の費用対効果の観点で有効利用の検討を行っているが、その他の財産についても、毎年実施している「未利用県有財産調査」の内容を充実するなどにより、早期の検討着手を徹底することとした。           |
| 2  | ② 主な質問項目の結果の説明<br>【意見】 | ① 用途廃止から長期間放置しておく場合、安全性の問題も絡んでくるため、優先順位等の十分な検討を行って解体処理していく必要がある。<br>② 仙台保健福祉事務所の事務所建物は、地盤沈下が相当なものであることから、早急な安全対策が必要である。(P30) | ① 解体までの間、安全性に十分配慮した管理を行うとともに、周辺の生活環境等への影響も考慮し、優先度の高いものから計画的な解体処理を行うよう徹底していくこととした。<br>② 改修に要する経費について、設計及び工事費等を平成23年度予算で措置した。 |

2. 県有財産の有効活用に関する方針と施策

| 番号 | 項目                       | 監査の結果及び意見<br>(Pは平成22年度包括外部監査<br>結果報告書のページ)                         | 措置の内容  |
|----|--------------------------|--|--|
| 1  | ⑤ 第3期財政再建推進プログラム<br>【意見】 | 特定の施設や土地の利用を廃止する計画がある場合、同時並行的に廃止後の施設や土地の利用法又は処分法を検討していくべきである。(P42) | 従来から利用廃止の検討と同時に他の利活用策も検討しているが、今後、庁内への定期的な周知に努め、さらに徹底することとした。 |
| 2  | ⑥ 第3期財政                  | 新・財政再建推進プログラムの   | 今後はより一層分かりやすい設   |

|   |   |          |
|---|---|----------|
| 再建推進プログラムの意思決定プロセス<br>⑦ 新・財政再建推進プログラムの実績額について<br>【意見】 | 決算(実績)の数値の表示については、単年度目標額11億円については予算どおりということから実績より11億円を控除しているが、実際の売却収入額10億円を計上した上で、効果額を内数で表示する方法が明瞭である。(P45) | 明に努めていく。 |
|---|---|----------|

3. 県営住宅の活用状況

| 番号 | 項目   | 監査の結果及び意見<br>(Pは平成22年度包括外部監査<br>結果報告書のページ)   | 措置の内容   |
|----|--|--|---|
| 1  | ② 県営住宅の現状<br>⑦ 県営住宅の耐用年数、今後の建替計画<br>【意見】     | 県営住宅については、各市町村との連携を密にして、人口や財政規模等を考慮しながら、各市町村単位で提供する方向で今後、公営住宅を供給することが必要である。(P57)   | 宮城県住生活基本計画(平成19年3月制定)において、公営住宅の供給主体は市町村と位置付けており、県営住宅で、より機能的に供給管理されるべきものについては、市町村の活用意向を聴取の上、必要な支援措置等を前提とした移管を協議していく。 |
| 2  | ③ 現場視察<br>② 現場視察の結果<br>入居率が100%未満の物件<br>【意見】 | 普通県営住宅に入居できない県民がいる一方で、特定公共賃貸住宅とされている物件を空室としておくことは不合理である。空室期間が長期にわたる場合は普通県営住宅として貸し出すべきと考えらる。県有財産の有効活用の観点、及び住宅に困窮する県民に対して住宅を供給するという県営住宅の制度趣旨からも改善が望まれる。(P59) | 特定公共賃貸住宅の空家については、東日本大震災の被災者の応急仮設住宅として供給した。  |
| 3  | ③ 現場視察<br>② 現場視察の結果<br>政策空家<br>【意見】          | 政策空家について、少数の入居者のために既に8年間も未利用で放置されている現状は、県有財産の有効活用の観点からは問題がある。現在の入居者に対し、転居の   | 平成23年度中に入居者に対して転居の協力を依頼し、協力が得られない場合は平成24年度に転居を要請することとした。  |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>協力を依頼するだけでなく、期限を区切り、転居を要請することが必要である。<br/>( P 61 )</p>                                       |   |
| <p>4 (3) 現場視察<br/>② 現場視察の結果<br/>ウ 築年数が古い物件<br/>(古いものから10件)<br/>【意見】</p> | <p>駐車場以外への駐車は緊急車両の通行の妨げ等になり、さらには県有財産の私的利用になることから改善すべきである。<br/>( P 62 )</p>                     | <p>団地自治会と連携し、チラシや看板による駐車禁止の周知、パブリカーの設置等の対策を講じた。</p>                     |
| <p>5 (4) その他の課題<br/>① 収入超過者について<br/>【意見(提言)】</p>                        | <p>県営住宅の設置目的に沿えば、法的には明け渡し義務はないとはいえ、収入超過者は、より低所得者への明け渡しを行うような更なる対応が望まれる。<br/>( P 65 )</p>       | <p>収入超過者に対して、収入申告時に収入超過であることを通知するとともに、公営住宅法の趣旨を説明の上、退去するよう指導した。</p>     |
| <p>6 (4) その他の課題<br/>② 高額所得者について<br/>【意見】</p>                            | <p>高額所得者についても収入超過者と同様、明け渡しを行うべくさらなる対応を検討すべきである。また、該当者は速やかに退去して、入居機会を譲るべきである。<br/>( P 66 )</p>  | <p>高額所得者に対して、文書による通知、電話連絡、面談等により指導した結果、全員が退去することとなった。</p>               |
| <p>7 (4) その他の課題<br/>③ 入居基準について<br/>【意見】</p>                             | <p>県営住宅への入居基準には、所得月額だけでなく、保有資産も審査項目とするよう国の制度変更が必要と考える。<br/>( P 66 )</p>                        | <p>国土交通省に対して制度の見直しを要望していくこととした。</p>                                     |
| <p>8 (4) その他の課題<br/>④ 県職員の県営住宅への入居について<br/>【意見】</p>                     | <p>職員住宅に空きがある中で、募集倍率の高い県営住宅に県職員が入居することは、一般県民の入居の機会を奪うことになるのではないかと、交通手段が発達している現状では検討が必要である。</p> | <p>県職員の応募を制限することは法律上困難であるが、県営住宅に入居している県職員に対して、職員住宅や民間住宅へ転居するよう指導した。</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>9 (4) その他の課題<br/>⑤ 家賃滞納について<br/>【意見】</p> | <p>( P 67 )<br/>家賃を払える所得があるのに払わない悪質な滞納は、所得の減少等による滞納とは区別して整理すべきと考える。払える所得があるのに払わない悪質な滞納者は必ずゼロにする必要がある。<br/>( P 67 )</p> | <p>今年度、滞納家賃の縮減対策等を検討するための組織を設置した。今後、当該組織で縮減対策をとりまとめの上、実践していく。</p> |
|---|--|---|

4. 県職員宿舍の活用状況

| 番号 | 項目  | 措置の内容  |
|----|---|--|
| 1  | <p>(2) 貸付料<br/>① 有料宿舍<br/>ア 貸付料の算定<br/>【指摘】</p>                                   | <p>監査の結果及び意見<br/>(Pは平成22年度包括外部監査結果報告書のページ)<br/>主務課によって貸付料の算定方法が異なるため、入居者の負担する貸付料に不公平が生じている。貸付料の算定方法の統一を図るべきである。<br/>( P 80 )</p> <p>平成23年度から、すべての主務課において同一の方法で貸付料が算定されている。</p> |
| 2  | <p>(4) 主務課別の状況<br/>① 総務部職員<br/>厚生課<br/>工 個別物件<br/>毎の事項<br/>(八幡県職員住宅)<br/>【意見】</p> | <p>廃止するか否かの判断について職員宿舍毎にばらつきが出ないよう、判断基準を明確にすべきである。<br/>( P 89 )</p> <p>廃止の判断基準については、「整備計画」の見直しに併せ、立地条件や老朽化の状況など職員宿舍毎の個別要因も考慮の上、より明確になるよう見直すこととした。</p>                           |
| 3  | <p>(4) 主務課別の状況<br/>① 総務部職員<br/>厚生課<br/>工 個別物件<br/>毎の事項<br/>(安養寺中2号県職員)</p>        | <p>廃止するか否かの判断について職員宿舍毎にばらつきが出ないよう、判断基準を明確にすべきである。<br/>( P 90 )</p>   |

|   |  |   |  |   |  |
|---|--|---|--|---|--|
| <p>【意見】<br/>住宅）</p>   |  |   | <p>総務課<br/>ウ 個別物件<br/>毎の事項<br/>（化女沼ダ<br/>△管理事務<br/>所職員宿舎<br/>1）</p> <p>【意見】</p>                                    | <p>分を検討すべきである。<br/>（ P 116 ）</p>  | <p>途廃止の協議を進めていく。</p>   |
| <p>4 (4) 主務課別の状<br/>況<br/>① 総務部職員<br/>厚生課<br/>工 個別物件<br/>毎の事項<br/>（宮町県職<br/>員住宅）</p> <p>【意見】</p>                    | <p>廃止するか否かの判断について職員宿舎毎にはらつきが出ないよう、判断基準を明確にすべきである。<br/>（ P 91 ）</p>   | <p>建設年次からある程度の年月が経過していることから、住居としての快適性や資産価値を維持するために現在の修繕計画を長期的な計画に見直し、適切な時期に修繕工事を行っていく。</p>  | <p>8 (4) 主務課別の状<br/>況<br/>⑤ 土木部土木<br/>総務課<br/>ウ 個別物件<br/>毎の事項<br/>（化女沼ダ<br/>△管理事務<br/>所職員宿舎<br/>2）</p> <p>【意見】</p> | <p>化女沼ダ△は平成8年3月に完成しており、宿舎保有の理由はなくなっている。空家状態が3年間継続しており、県有財産として有効活用されているとは言えない。新たな入居者は見込めないのだから 処分を検討すべきである。<br/>（ P 117 ）</p>                  | <p>処分に向けて用途廃止の協議を進めていく。</p>  |
| <p>5 (4) 主務課別の状<br/>況<br/>① 総務部職員<br/>厚生課<br/>工 個別物件<br/>毎の事項<br/>（下愛子1<br/>号，2号，<br/>3号県職員<br/>住宅）</p> <p>【意見】</p> | <p>宿舎建設時点において、建物・設備等について長期的な修繕計画が策定されていなかった。また、現在の計画は平成26年までしか作成されており対象期間が短い。建物・設備について長期的な修繕計画を立て、その計画に従って適切な時期に修繕工事を行うことが重要と考える。<br/>（ P 93 ）</p> | <p>新規採用職員の配属先への職員宿舎の情報提供方策の検討を行うとともに、空室の有効活用策として、国、他の地方公共団体、外郭団体の職員など県職員以外への賃貸について、法令面の問題等の課題を整理の上、実現可能かどうかを検討していく。<br/>なお、売却処分については、震災復興に向けた対応として職員宿舎のあり方を再検証する中で検討していく。</p> | <p>9 (4) 主務課別の状<br/>況<br/>⑧ 保健福祉部<br/>子育て支援課<br/>ウ 個別物件<br/>毎の事項<br/>（さわらび<br/>学園宿舎2）</p> <p>【意見】</p>              | <p>職員宿舎1については、90%弱の期間入居者がいるものの、職員宿舎2については、入居者がいない期間が大半であり、県有財産として有効活用されているとは言えない。さわらび学園職員の入居希望者がいない場合には、他部局職員への斡旋も検討すべきである。<br/>（ P 119 ）</p> | <p>空いていた職員宿舎について、さわらび学園職員に対する入居の呼びかけなどを行った結果、平成23年4月1日から職員1名が入居することとなった。</p>                               |
| <p>6 (4) 主務課別の状<br/>況<br/>① 総務部職員<br/>厚生課<br/>工 個別物件<br/>毎の事項<br/>（下愛子県<br/>職員寮）</p> <p>【意見】</p>                    | <p>入居率が低下傾向にあり、県有財産として有効活用されているとは言えない。今後も、新規採用数の大幅な増加は見込まれないと考えられることから、県職員の入居率の向上策、及び、空室の有効活用を検討すべきである。また、売却処分の可能性も検討すべきである。<br/>（ P 97 ）</p>      | <p>現在入居中の職員の退去後は新たな入居者は見込めないののであるから、退去が決まった場合には処</p>  | <p>10 (5) 職員宿舎に関する総合的意見及び提言<br/>② 職員宿舎の管理の一元化<br/>について</p> <p>【意見】</p>   | <p>現状では、全職員宿舎の現況を把握している部署はなく、県としての適切な対応は困難である。職員宿舎の抜本的な見直しを行うためにも、一元管理を行うべきである。<br/>（ P 122 ）</p>   | <p>県の各機関が管理している職員宿舎は設置の趣旨等が必ずしも同一でなく、一元管理が困難な面もあるが、監査の意見の趣旨を踏まえ、今後、更なる情報の共有化や情報管理など、職員宿舎の管理の一元化に努めていく。</p> |
| <p>7 (4) 主務課別の状<br/>況<br/>⑥ 土木部土木</p>   | <p>現在入居中の職員の退去後は新たな入居者は見込めないののであるから、退去が決まった場合には処</p>   | <p>現在入居中の職員に対して退去の意思表示を確認し、退去が決まった場合には、処分に向けて用</p>  |  |   |  |

5. 県営住宅及び県職員宿舍以外の県有財産の活用状況

| 番号 | 項目   | 監査の結果及び意見<br>(Pは平成22年度包括外部監査<br>結果報告書のページ)  | 措置の内容  |
|----|--|---|--|
| 1  | (1) 概要<br>① 未利用財産及び処分対象財産の決定<br>② 未利用財産処分の流れ<br>【意見】 | 県の組織には、第三者的な立場で行政財産の有効活用状況を厳しくチェックする確固たる体制が存在していない。県有財産の有効活用をより効果的に行うためには、財産の管理をしている主務課ではなく、別の立場から活用状況を定期的に厳しくチェックし、県全体のバランスを十分考慮した活用を積極的に促す体制の強化が必要である。<br>(P126)  | 「未利用県有財産調査」等を活用し、各主務課が管理している行政財産についても活用状況等の情報を定期的に入手してチェックするなどの取組により、財産管理体制の強化を図ることとした。    |
| 2  | (1) 概要<br>① 未利用財産及び処分対象財産の決定<br>② 未利用財産処分の流れ<br>【意見】 | 売払い先を、法人レベルに限定することなく、広く個人レベルでも購入が容易に可能とするための配慮は良いことであるし、公的機関として公平な機会を県民等に用意する義務もあるが、あまりにその原則にとらわれると、不用財産の迅速な処分を考えた場合、障害となる。既存施設の解体工事等を行わないまま現状での引渡しを行うことを、もっと積極的に検討しても良いのではないだろうか。県としては財産収入が減ることになるが、その分、解体費用のための支出も不要となり、解体費用等の予算化を長期間にわたり待つ必要はなくなる。<br>(P127) | これまで既存施設を解体せず売払いを行ったケースがあり、今後も対象物件の引き合い状況に応じて、既存施設の解体工事等を行わないまま現状での引渡しに柔軟に対応していく。          |
| 3  | (1) 概要<br>① 未利用財産及び処分対象財産の決定                         | 平成21年度及び平成22年度の公有財産調整会議の開催実績は合計で1回しかない。公有財産の有効活用等について検討を行うために   | 今後、未利用財産の処分方針や処分状況を報告・協議するなど、公有財産調整会議を十分活用しながら、処分等に向けた取組を積極                                |
| 4  | (1) 概要<br>① 未利用財産及び処分対象財産の決定<br>② 未利用財産処分の流れ<br>【意見】 | 処分対象財産の決定がなされなかった未利用財産について、売却困難との判断がなされる土地である場合も多いことは理解できるが、県の財産として保有し続けることで、現地管理等の維持経費は県民の負担となり続ける。未利用財産について、法務局調査や現地調査等を行いながら財産台帳を整備し、今後の処分等の方針を決定する事業に取り組んでいることとあるが、こうした取組により、少しでも処分の可能性を広げることが必要と考える。<br>(P129)   | 引き続き「普通財産現況調査事業」に取り組み、処分対象財産の決定がなされなかった未利用財産の処分等を推進していく。                                   |
| 5  | (4) 貸付財産<br>① 市町村への貸付(又は使用承認)<br>【意見】                | ① 貸付物件の中には、一部、保有する土地のすべてを貸し付けている訳ではないものも含まれている。貸付対象地以外の土地のうち処分可能な土地は、引き続き売払い等に向けた取組を継続することが必要である。<br>② 市町村と貸付等の手続が未了のものが多いと見られる。県民の財産である土地の権利義務関係が不明瞭になることを防止するため、早急な手続の完了が必要である。<br>(P146)   | ① 貸付対象地以外の土地のうち処分可能な土地については、引き続き売払い等に向けた取組を進めていく。<br>② 市町村との貸付等の手続が未了のものについては、早急に手続を進めていく。 |
| 6  | (4) 貸付財産<br>① 市町村への貸付(又は使用承認)                        | 市町村に対して道路敷や公園敷として貸し付けている土地は、県の財政再建には寄与しない結果にはなるものの、市町村に対して譲   | 市町村に対して道路敷や公園敷等として貸し付けている土地については、市町村への譲与等について検討していくこととした。                                  |

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| <p>【意見（提言）】</p>  | <p>与し、県の管理下から除外することを検討してはどうだろうか。県、市町村の財政事情という問題は避けて通れないが、このような観点から、これらの財産の見直し、整理の検討が行われることを期待する。<br/>(P146)</p>  | <p>【意見（提言）】</p> <p>与し、県の管理下から除外することを検討してはどうだろうか。県、市町村の財政事情という問題は避けて通れないが、このような観点から、これらの財産の見直し、整理の検討が行われることを期待する。<br/>(P146)</p>                 | <p>務所において処分した。</p>  |
| <p>7 (4) 貸付財産<br/>② 非営利法人等への貸付<br/>【意見】</p>                        | <p>NPO法人等への貸付という県有遊休施設の有効活用のための事業は、公有財産の有効活用を図るという意味においても非常に優れた制度である。遊休施設だけでなく、遊休土地についても、このような有効活用のための具体的なアイデアを、県職員に限らず、広く公募することが有用ではないかと考える。<br/>(P149)</p> | <p>遊休状態の財産や低利用の財産の一覧表等による定期的な公表に合わせた意見を募集するなど、意見公募の具体的な方法について検討していく。</p>  | <p>① 当該廃川敷のうち処分対象財産と市道敷貸付地を除いた土地については、処分に向けた取組を進めていく。<br/>② 費用対効果を検討しながら処分に向けた条件整備を進め、条件が整った土地については看板を設置するなど売地であることをアピールしていく。</p>                 |
| <p>8 (5) 廃川敷，廃道敷<br/>① 廃川敷<br/>ア 江合川廃川敷（口座名：廃川敷（江合川））<br/>【意見】</p> | <p>① 速やかに現在の占有者に対して売却の処理を完了させる必要があると考える。また、売却済みの区画についても、所有権移転登記の処理を速やかに完了させる必要がある。</p>   | <p>① 売却済みの区画については、所有権移転登記のための手続を相手方と進めており、今年度中の手続完了を目指している。また、占有者への売却については、相手方の買い受け資金の確保なども考慮の上、引き続き担当土木事務所と連絡を密にしながら早期の処理に向けて取り組むこととした。</p>    | <p>① かつて行われた払下げ交渉の経緯を記録し把握しておくことは、早期処分に向けた取組に必要な不可欠である。交渉経緯は体系的に記録、保管しておくことが必要である。本件土地については、交渉中断の経緯が不明としても、早期の処分に向けた取組を行っていく必要がある。<br/>(P156)</p> |
| <p>9 (5) 廃川敷，廃道敷<br/>① 廃川敷<br/>イ 荒川廃川敷（口座名：廃川106）<br/>【意見】</p>     | <p>① 市道敷貸付地以外については早期に処分対象財産として処分がなされるよう取り組むことが必要である。<br/>② また、一部の売地である土地については看板を設置するなど積極的に売地であることをアピールすべきである。<br/>(P154)</p>                                 | <p>① 市道敷貸付地以外については早期に処分対象財産として処分がなされるよう取り組むことが必要である。<br/>② また、一部の売地である土地については看板を設置するなど積極的に売地であることをアピールすべきである。<br/>(P154)</p>                    | <p>① 当該廃川敷のうち処分対象財産と市道敷貸付地を除いた土地については、処分に向けた取組を進めていく。<br/>② 費用対効果を検討しながら処分に向けた条件整備を進め、条件が整った土地については看板を設置するなど売地であることをアピールしていく。</p>                 |
| <p>10 (5) 廃川敷，廃道敷<br/>① 廃川敷<br/>ウ 竹林川廃川敷（口座名：廃川122）<br/>【意見】</p>   | <p>早期処分に向けて取り組む必要がある。<br/>(P155)</p>   | <p>処分に向けた取組を進めていく。</p>  |   |
| <p>11 (5) 廃川敷，廃道敷<br/>① 廃川敷<br/>エ 田川廃川敷（口座名：廃川23）<br/>【意見】</p>     | <p>かつて行われた払下げ交渉の経緯を記録し把握しておくことは、早期処分に向けた取組に必要な不可欠である。交渉経緯は体系的に記録、保管しておくことが必要である。本件土地については、交渉中断の経緯が不明としても、早期の処分に向けた取組を行っていく必要がある。<br/>(P156)</p>              | <p>かつて行われた払下げ交渉の経緯を記録し把握しておくことは、早期処分に向けた取組に必要な不可欠である。交渉経緯は体系的に記録、保管しておくことが必要である。本件土地については、交渉中断の経緯が不明としても、早期の処分に向けた取組を行っていく必要がある。<br/>(P156)</p> |   |
| <p>12 (5) 廃川敷，廃道敷<br/>① 廃川敷<br/>オ 北上川廃川敷（口座名：廃川131）<br/>【意見】</p>   | <p>過去の経緯が管財課では不明なことと、ほとんどが山林であるため売却困難であることは理解できるが、処分に向けた取組がなされることか期待される。<br/>(P157)</p>  | <p>過去の経緯が管財課では不明なことと、ほとんどが山林であるため売却困難であることは理解できるが、処分に向けた取組がなされることか期待される。<br/>(P157)</p>   |   |
| <p>13 (5) 廃川敷，廃道敷</p>  | <p>まず、境界確定が必要である。その上で早期に売り払いに向けた</p>   | <p>境界確定を行い、処分に向けた取組を進めていく。</p>  |   |



|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>① 廃川敷，廃道<br/>カ 阿武隈川<br/> 廃川敷（口<br/> 座名：廃川<br/> 17）<br/>【意見】</p>  | <p>取組を行う必要がある。<br/>（P158）</p>  | <p>【意見】</p>  |
| <p>14<br/>(5) 廃川敷，廃道<br/>敷<br/>① 廃川敷<br/>ケ 旧迫川廃<br/>川敷（口座<br/>名：廃川25，<br/> 廃川26）<br/>【意見】</p>               | <p>廃川処理を行う時に隣地所有者<br/>に売り払い等の処理を行い，この<br/>ような土地をできる限り残さない<br/>ようにすべきである。<br/>（P159）</p>  | <p>不用品となる土地については，隣<br/>地所有者への売り払い等の処分に努<br/>め，できる限り未利用地が残らな<br/>いよう取り組んでいく。</p>                              |
| <p>15<br/>(5) 廃川敷，廃道<br/>敷<br/>① 廃川敷<br/>コ 江合川廃<br/>川敷（口座<br/>名：廃川27）<br/>【意見】</p>                          | <p>条件整備等を行い，早期の売り<br/>払いに向けて取り組むことが必要<br/>である。<br/>（P160）</p>  | <p>測量等の条件整備を行い，処分<br/>に向けた取組を進めていく。</p>  |
| <p>16<br/>(5) 廃川敷，廃道<br/>敷<br/>② 廃道敷<br/>ア 東松島市<br/>国道45号<br/>線 廃道敷<br/>（口座名：<br/> 廃道37）<br/>【意見】</p>       | <p>① 廃道処理を行う際には，この<br/>ような狭長な土地が残らないよ<br/>うに，隣地所有者等との円滑な<br/>交渉を行うべきである。<br/>② 本件土地は，引き続き，譲与<br/>することも含め処分する方針で<br/>取り組むべきである。<br/>（P161）</p>  | <p>① 不用品となる土地については，<br/>隣地所有者への売り払い等の処分<br/>に努め，できる限り未利用地が<br/>残らないよう取り組んでいく。<br/>② 処分に向けた取組を進めてい<br/>く。</p> |
| <p>17<br/>(5) 廃川敷，廃道<br/>敷<br/>② 廃道敷<br/>ウ 国道4号<br/>線 廃道敷<br/>（口座名：<br/> 廃道31）</p>                          | <p>県が管理責任を負うことの負担<br/>を考えると，隣地所有者に譲与す<br/>ることも含め，処分する方向で取<br/>り組むべきである。<br/>（P163）</p>   | <p>処分に向けた取組を進めてい<br/>く。</p>  |
| <p>18<br/>(6) 処分方針未定<br/>の未利用財産<br/>① 未利用地の<br/>個別検討<br/>エ 松島公園<br/>不用品（口<br/>座名：一般<br/> 72）<br/>【意見】</p>   | <p>崖上の土地は，今後県有地とし<br/>て保有し続けることもやむなしと<br/>思わざるを得ない。財産の有効活<br/>用の観点から離れるが，県有地の<br/>隣には民家及びJRの線路が迫っ<br/>ており，崖崩れや倒木による重大<br/>な被害を引き起こす可能性を懸念<br/>する。今後も引き続き，県による<br/>慎重な管理が求められる。今後，<br/>同様のケースがある場合，リヌク<br/>管理の観点にも充分に配慮する必<br/>要がある。<br/>（P168）</p> | <p>崖崩れや倒木による被害が発生<br/>しないよう慎重に土地の維持管理<br/>を行うとともに，処分の可<br/>能性についても検討していくこと<br/>とした。</p>                      |
| <p>19<br/>(6) 処分方針未定<br/>の未利用財産<br/>① 未利用地の<br/>個別検討<br/>キ 脱落地<br/>（旧沼地）<br/>（口座名：<br/> 一般204）<br/>【意見】</p> | <p>境界確定，所有権保存登記を行<br/>うとともに，早期売り払いへの取<br/>組が必要である。<br/>（P170）</p>  | <p>境界確定，所有権保存登記を行<br/>い，処分に向けた取組を進めてい<br/>く。</p>   |
| <p>20<br/>(6) 処分方針未定<br/>の未利用財産<br/>① 未利用地の<br/>個別検討<br/>ケ 農学寮跡<br/>地（口座名：<br/> 一般125）<br/>【意見】</p>         | <p>未利用財産の処分については，<br/>優先順位があるものの，本物件に<br/>ついては，早期売り払いへ向けた<br/>取組が行われることが必要であ<br/>る。<br/>（P172）</p>   | <p>処分に向けた取組を進めてい<br/>く。</p>  |
| <p>21<br/>(7) その他<br/>ア 宮城一女高<br/>不用品（口座<br/>名：一般16）<br/>【意見】</p>   | <p>学校の塀の内側の管財課管理部<br/>分について，このまま不用品とし<br/>て処分する方針がないのであれ<br/>ば，学校用地として再び行政財産<br/>へ整理し直すことを検討する必要<br/>がある。</p>  | <p>学校用地として行政財産へ管理<br/>換することとした。</p>  |

|   |   |                                  |                           |
|---|---|----------------------------------|---------------------------|
|   |   | ( P 173 )                        |                           |
| 2 | ( 7 ) その他<br>イ 石巻市重吉町埋立造成地<br>( 口座名：港湾線 2 )<br>【指摘】 | 速やかに行政財産へ種類換すべきである。<br>( P 174 ) | 平成23年 2月25日付けで行政財産へ種類換した。 |

6. 重要物品の活用状況

| 番号 | 項目  | 監査の結果及び意見<br>( P は平成22年度包括外部監査結果報告書のページ )   | 措置の内容   |
|----|---|---|---|
| 1  | ( 3 ) 重要物品の現地調査結果<br>② 宮城県原子力センターの現地調査結果<br>ウ 調査結果<br>【指摘】    | 重要物品を特定できない状況が判明した後、対応がなされず放置された点が適切ではない。現物を特定できない等の事象が生じた場合には、廃棄処理等、遅滞なく措置すべきである。<br>( P 191 )                 | 現物を特定できなかった映像検査システムについては、平成22年11月16日に廃棄処理した。<br>今後は遅滞なく廃棄処理等を行っていく。 |
| 2  | ( 3 ) 重要物品の現地調査結果<br>④ 宮城県産業技術総合センターの現地調査結果<br>工 調査結果<br>【指摘】 | 車両の廃棄処分申請は、平成21年5月22日付で承認されており、少なくとも平成22年3月末までには廃棄登録処理されるべきものであった。今後、廃棄承認されたら即廃棄登録処理することを徹底すべきである。<br>( P 203 ) | 平成22年度に廃棄処分した3件については、廃棄承認後、速やかに廃棄処分及び廃棄登録処理を行った。今後も速やかな処理を徹底していく。   |
| 3  | ( 3 ) 重要物品の現地調査結果<br>④ 宮城県産業技術総合センターの現地調査結果<br>工 調査結果<br>【指摘】 | 平成16年以降、重要物品の定期的な照合は実施していないとのことであるが、今回の調査で1件の廃棄登録処理漏れが生じている状況であり、定期的の実施すべきである。<br>( P 203 )                     | 今後は、財務規則等の規定に基づき定期的な照合確認を行う。<br>なお、平成22年度中にすべての重要物品について確認作業を行った。    |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 4 | ( 3 ) 重要物品の現地調査結果<br>④ 宮城県産業技術総合センターの現地調査結果<br>工 調査結果<br>【意見】 | ① 今後、不用物品の把握に一層慎重に対応することが、実効性のある不用物品処分のために必要である。<br>② 代替品の取得又は機器更新の場合には、現物の物理的な処分及び物品管理システムでの事務処理の両方の処理を徹底することが適当である。<br>( P 204 )            | ① 今後は、特に利用状況を考慮しながら不用物品の把握に努めていく。<br>② 会計職員研修等において「物品管理・調達事務でニユアル」に基づく適切な事務処理について周知徹底するとともに、同又ニユアルの改訂時に、代替品の取得等の場合における「処分事務の流れ図(並列型)」を新たに追加することとした。<br>また、契約課において、「重要物品異動状況一覧表」により、毎月、物品管理システムへの入力状況を確認するとともに、入力が遅れているような場合は処理を催促することとした。 |
| 5 | ( 3 ) 重要物品の現地調査結果<br>④ 宮城県産業技術総合センターの現地調査結果<br>工 調査結果<br>【意見】 | 一定年数を経過した重要物品については、仮に不用品でも物品管理上はそのまま保有物品とされている可能性がある。重要物品の不用品リストを作成し、活用状況を把握・再検討する取組は開始しているものの、一層の重要物品の管理の充実を検討する余地がある。<br>( P 207 )          | 不用物品の把握において、特に利用状況を考慮して管理の充実を図り、不用物品の管理換や売却等の処分を進めていく。<br>なお、平成22年度には、不用物品の県立工業高校への管理換や企業への売却を検討したが、県立高校からの取得希望はなかった。また、1件の売却及び8件の廃棄を検討していたが、東日本大震災の影響で6件の廃棄が中止になった。  |
| 6 | ( 4 ) 車両の管理状況について<br>② 検討方法及び検討範囲<br>【指摘】                     | 平成22年3月31日以前に車両が廃棄されたものは、本来物品管理システム上も平成22年3月31日までに廃棄登録処理が完了しているべきものである。廃棄処理済の車両22台中14台は平成22年3月31日まで平成21年度中に廃棄登録処理を実施すべきものであった。重要物品として区分管理する意味 | アンケート調査を実施したところ、物品管理担当者の失念や制度の理解不足が原因であったため、重要物品処分時の承認等文書の様式を改め、新たに物品管理システムへの入力確認欄を設けるとともに、会計職員研修等において「物品管理・調達事務でニユアル」に基づく適切な事務処理について周  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>が失われかねず、物品管理システムでの適時な処理の徹底が必要である。<br/>(P209)</p>  | <p>知徹底することとした。<br/>また、契約課において、「重要物品異動状況一覧表」により、毎月、物品管理システムへの入力状況を確認するとともに、入力が遅れているような場合は処理を催促することとした。</p>  |
| <p>7 (5) 今後の重要物品の適切な管理、有効活用を推進する上での検討点<br/>【意見】</p>  | <p>行政が予算主義で執行される結果として、取得済（予算執行済、支出済財産である物品の管理は、まだ十分な状態とは言えない面がある。県有財産を管理する意識を全職員に周知し、共有するよう一層の意識付けが必要である。<br/>(P211)</p> | <p>県の会計事務に関する職員向け広報誌「ニュースレター」や県職員ポータルサイトにより、県有財産の適切な管理について周知徹底していく。</p>  |
| <p>8 (5) 今後の重要物品の適切な管理、有効活用を推進する上での検討点<br/>① 実行可能な重要物品管理のデザイン構築<br/>イ 現物確認を容易にするための工夫<br/>【意見】</p> | <p>多くの物品を効率的に管理するため、写真を活用した台帳整備等の事例があった。備品整理票（シール）の貼付が不十分な場合は、備品整理票の代わりとして写真等を活用して物品の特定を容易にするような改善が必要である。<br/>(P212)</p> | <p>「財務規則の運用について（平成2年4月2日出会第6号）の第146条（物品の表示）関係のただし書きにおいて「表示し難い物品（例 小物品等）」については、その表示を省略することができる。」とされていることから、省略方法の一例として、写真等の活用について県の会計事務に関する職員向け広報誌「ニュースレター」等を通して周知することとした。</p> |
| <p>9 (5) 今後の重要物品の適切な管理、有効活用を推進する上での検討点<br/>① 実行可能な重要物品管理のデザイン構築</p>                                | <p>物品管理システムに登録すべき内容について、現物を特定できるような登録内容の整理が必要である。<br/>(P212)</p>   | <p>次回以降の供用物品等の照合確認時から、具体的な供用場所の情報を物品管理システムに追加入力する等により、現物を適正に管理するよう、会計職員研修等で周知徹底することとした。</p>  |

  

|                                   |  |  |
|-----------------------------------|--|--|
| <p>イ 現物確認を容易にするための工夫<br/>【意見】</p> | <p>廃棄登録処理漏れを防止するためには、設備更新による取得の場合には廃棄又は売却処理も同時に行うことが重要であるが、現状では廃棄登録処理及び取得処理は別々の処理として規定されており、両手続は物品管理・調達事務でデジタル上も物品管理システム上も特に関連性はない。今後、物品管理システム又は物品管理・調達事務でデジタルの見直しも併せて検討すべきである。<br/>(P212)</p> | <p>会計職員研修等において「物品管理・調達事務でデジタル」に基づく適切な事務処理について周知徹底するとともに、同でデジタルの改訂時に、設備の更新等の場合における「処分事務の流れ図（並列型）」を、新たに追加することとした。<br/>また、契約課において、「重要物品異動状況一覧表」により、毎月、物品管理システムへの入力状況を確認するとともに、入力が遅れているような場合は処理を催促することとした。</p> |
|-----------------------------------|--|--|

  

7. 財務会計電算処理システムに関する規程の改訂

| 番号 | 項目                                       | 措置の内容  |
|----|--|--|
| 1  | <p>7. 財務会計電算処理システムに関する規程の改訂<br/>【指摘】</p> | <p>財務総合管理システムの運用開始より2年10ヶ月が経過しての改訂の完了であり、この間、実態とは異なる要綱・要領のままであった。今後は、タイムリーな改訂を行い、実務と規程等の整合性をとっておく必要がある。<br/>(P216)</p> |

○宮城県監査委員告示第15号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成22年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年12月27日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威  
 宮城県監査委員 菅 間 進  
 宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門  
 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

第1 監査結果の報告

平成22年度の包括外部監査の結果（県有財産の有効利用について）については、平成23年3月29日に包括外部監査人から報告があり、同年4月22日付けで公表した。

第2 通知のあった日

平成23年11月21日

第3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

4. 県職員宿舍の活用状況

| 番号 | 項目  | 監査の結果及び意見<br>(Pは平成22年度包括外部監査<br>結果報告書のページ)  | 措置の内容  |
|----|---|---|--|
| 1  | (4) 主務課別の状況<br>③ 教育庁福利課<br>【意見】                             | 入居促進、用途変更、廃止等の検討は、共同宿舍及び複数戸を有する職員宿舍については入居率50%以下の状態が1年間継続した時点で、単独宿舍については未入居状態が1年継続した時点で行うべきである。<br>(P103)   | 入居促進、用途変更、廃止等の検討は、入居率等にかかわらず、毎年度、定期的を実施していく。                                 |
| 2  | (4) 主務課別の状況<br>③ 教育庁福利課<br>④ 個別物件毎の事項<br>(加美農業高校宿舍)<br>【意見】 | 1号棟は、空家の状態が1年間継続しており、老朽化も激しく宿舍として使用できる状況になく、県有財産として有効活用されていないとは言えない。今後、入居者が見込まれないのであるから、早期の処分を検討すべきである。<br>当該物件は外部者の侵入が比較的容易であることから、空家状態を継続しておくことは管理上好ましくなく、早期に職員宿舍を廃止し、解体撤去すべきである。 | 建物及び工作物は解体撤去し、敷地は売却予定財産とする又は、学校敷地に隣接していることから学校用地として一体管理するなどの方針を定める方向で検討していく。 |

|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
|   | (P107)  |   |  |
| 3 | (4) 主務課別の状況<br>③ 教育庁福利課<br>④ 個別物件毎の事項<br>(金城支援学校(宿舍))<br>【意見】     | 管理状況は良好であるものの、空家状態が5年間継続しており、県有財産として有効活用されていないとは言えない。今後、入居者が見込まれないのであるから、早期に処分を検討すべきである。<br>(P108)      | 物件の一部が東日本震災で被災したことから、建物及び工作物は解体撤去し、敷地は売却予定財産とする方向で検討していく。  |
| 4 | (4) 主務課別の状況<br>③ 教育庁福利課<br>④ 閉鎖済の職員宿舍等について<br>(閉鎖済み職員宿舍等)<br>【意見】 | 職員宿舍を廃止したにもかかわらず、長期間にわたって建物の他用途への転用、解体のいずれの対応もなされていない物件がある。用途変更、売却、解体等について意思決定を早期に行い実行すべきである。<br>(P109) | いずれの職員宿舍も、建物等の解体撤去、敷地の売却又は学校用地との一体管理の方向で検討してきた。<br>建物等の解体撤去費用を予算措置できず処理が進まない物件もあるが、引き続き関係部署と調整しながら、できるだけ早期に処分できるとの取り組んでいく。 |

5. 県営住宅及び県職員宿舍以外の県有財産の活用状況

| 番号 | 項目   | 監査の結果及び意見<br>(Pは平成22年度包括外部監査<br>結果報告書のページ)                             | 措置の内容   |
|----|--|--|---|
| 1  | (6) 処分方針未定の未利用財産<br>① 未利用地の個別検討<br>② 旧栗原農業高等学校跡地及び山林<br>【意見】 | 栗原市と締結した覚書の内容である県有地の購入について、その履行を引き続き栗原市に求めていくことが、県としては必要である。<br>(P166) | 今年度になって、栗原市が県有地購入の意向を示していることから、引き続き覚書の履行を求めていく。 |

6. 重要物品の活用状況

| 番号 | 項目   | 監査の結果及び意見<br>(Pは平成22年度包括外部監査<br>結果報告書のページ)   | 措置の内容                                      |
|----|--|--|--|
| 1  | (3) 重要物品の現地調査結果<br>③ 宮城県美術館の現地調査結果<br>工 調査結果<br>【意見】 | 寄贈希望者との交渉過程の記録が残っていないが、適切に交渉記録を保管すれば、県としてより透明性のある収集手続を確保することになる。今後、記録を保持し、県として、寄贈に関する判断の透明性を確保するよう手当てすることが適切である。<br>(P196) | 寄贈希望者との交渉過程など、作品収集に関する情報の入手と対応を記録に残すこととした。 |
| 2  | (3) 重要物品の現地調査結果<br>③ 宮城県美術館の現地調査結果<br>工 調査結果<br>【意見】 | 物品管理システムへ収蔵品管理カードの連番も登録する等により、照合作業の効率化を図るとともに、誤りの発生も防止するよう工夫が必要である。<br>(P198)  | 物品管理システムに収蔵品管理カードの連番を登録することとした。            |
| 3  | (3) 重要物品の現地調査結果<br>③ 宮城県美術館の現地調査結果<br>工 調査結果<br>【指摘】 | 預り書は貸出中の県有物品である美術品類を明示する極めて重要な書類である。記載に誤りがある場合、再入手するか、少なくとも訂正印又は先方の担当者の署名等により訂正の事実を明確にするような対応を徹底すべきである。<br>(P198)          | 今後、預り書の記載内容に誤りがあるときは再提出させることとした。           |

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成22年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年12月27日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威  
宮城県監査委員 菅 間 進  
宮城県監査委員 遊 佐 勤左衛門

| 番号 | 項目  | 監査の結果及び意見<br>(Pは平成22年度包括外部監査<br>結果報告書のページ)                               | 措置の内容  |
|----|---|--|--|
| 1  | (4) 主務課別の状況<br>① 警察本部総務部装備施設課<br>工 個別物件<br>毎の事項<br>(受子職員<br>宿舍)<br>【意見】 | 諸施策を実施しても入居率が低下し、今後継続して50%を下回るのであれば、2棟を集約し、1棟の廃止又は転用を検討すべきである。<br>(P114) | 東日本大震災に伴う警察官270人の緊急増員に当面充当することとしており、その後において入居率が低調な場合は、入居者の募集等を行い入居率の向上を図り、継続して入居率が50%を下回るようであれば、宿舍1棟の廃止を検討することとした。 |

第1 監査結果の報告

平成22年度の包括外部監査の結果（県有財産の有効利用について）については、平成23年3月29日に包括外部監査人から報告があり、同年4月22日付けで公表した。

第2 通知のあった日

平成23年12月14日

第3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

4. 県職員宿舍の活用状況